



# 2020年に更新審査を受審するに際し IATF16949 COVID-19特別ルール適用を ご検討中のお客様へ

2020年4月17日 (4月21日改訂)

DQS Japan Inc. ドイツ品質システム認証株式会社  
代表取締役 井上 隆吉  
〒105-0003 東京都港区西新橋2-9-1 PMO西新橋7階  
TEL: 03-5521-1181 FAX: 03-5521-1182  
URL : <http://www.dqs-japan.co.jp>

# 1 IATFの登録証の有効期限と審査のタイミングについて



1-1 IATFの登録証はサイト単位です。

1-2 IATFの登録証の有効期限と、毎年の審査をいつまでに行わなければならないか（審査基準日ルールによる審査サイクル）は別です。

1-3 COVID-19特別ルールを適用し、最大05～6ヶ月更新審査を延期することが出来ます。しかし、そうすると2021年の継続審査はこれまで通りの月では実施できなくなります。（2020年の更新審査実施月が基準となります）

## COVID-19特別ルールでは

登録証の有効期限がIATFデータベース上すべて183日延長となりました。  
更新審査の場合、登録証の有効期限の120日前まで審査を延期することができます。

注意：COVID-19特別ルールは新型コロナに起因することが審査日においてjustifyされた場合にのみ適用されます。従って、現時点で判断し、数ヶ月先の審査の延期をご希望される場合、日程調整のご希望は承りますが、その時点でCOVID-19特別ルールが適用されることをお約束するものではありません。



2-1 COVID-19特別ルールは新型コロナに起因することが審査日において justifyされた場合特別ルールを適用して5から6ヶ月程度、更新審査を延期することができます。

しかしながら、DQS JapanのIATF審査員の数に限りがあることから、更新審査を延期した場合、ご希望のタイミングで更新審査が実施出来ない可能性があり、この点がお客様のリスクとなります。

2-2 DQS Japanでは、審査スケジュールの決定は、

- 1 これまで通りのスケジュールで審査を計画しているお客様、
- 2 COVID-19特別ルールを適用し、更新審査を延期したお客様
- 3 新規にIATF登録審査を希望されているお客様

の順に優先度合いを定めています。

当社としては、お客様の要請がある限り、IATF審査員の安全を確保した上で、今後も引き続きIATF16949現地審査を行うこととしております。

### 3 お客様の選択肢について



従ってお客様の選択肢は次の通りとなります。

- 3-1 2020年当初のスケジュールで更新審査を受審する
- 3-2 更新審査期限の時点でCOVID-19特別ルールが適用がjustifyできるとお客様が想定し、更新審査を延期する
  - 3-2-1 延期を数ヶ月程度とし、来年以降、元の審査タイミングに戻す余地を残す。
  - 3-2-2 延期幅を最大限とする。  
現行の登録証の有効期限+183日-120日までに更新審査を完了し、来年以降、新たな審査タイミングとする。



通常、4月か5月に継続審査や更新審査を行っていたサイトの例

## ★審査サイクル1の更新審査

更新審査の審査最終日が以後3年間の審査基準日となります。

例 2017年5月15日が更新審査の最終審査日で、登録証の有効期限は2020年9月14日となった。

## ★審査サイクル1の1回目の継続審査

更新審査の翌年の審査は、審査基準日（前回の更新審査の最終審査日）から-3ヶ月+1ヶ月の間に完了しなければなりません。

例 2018年5月20日に1回目の継続審査が完了した。

## ★審査サイクル1の2回目の継続審査

更新審査の翌々年の審査は、審査基準日（前回の更新審査の最終審査日）から-3ヶ月+1ヶ月の間に完了しなければなりません。

例 2019年5月10日に2回目の継続審査が完了した。

## ★審査サイクル2の更新審査

次回の更新審査は、前回の審査基準日（前回の更新審査の最終審査日）

から-3ヶ月+0ヶ月の間に完了しなければなりません。

例 2020年の更新審査は、遅くとも、2020年5月15日までに完了しなければなりません。

例 登録証の有効期限2023年9月10日となった。

## ★審査サイクル2の1回目の継続審査

（仮にサイクル2の更新審査が2020年5月15日に完了したとすると）

2021年5月15日の-3ヶ月+1ヶ月の間に審査が完了しなければなりません。

下記例示での用語の使い方

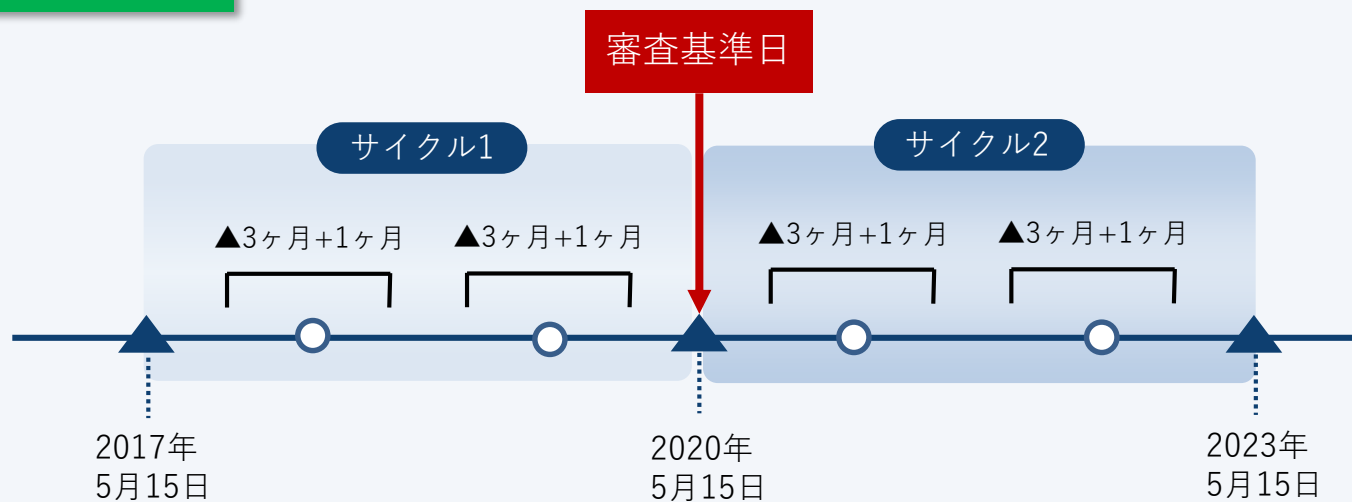
審査サイクル1：前回初回審査もしくは更新審査からの3年間

審査サイクル2：審査サイクル1から引き続く更新審査からの3年間



## Rule5基本ルール

審査期限



登録証期限



# 5 COVID-19特別ルール of 審査サイクル



## 登録証の有効期限

2020年3月27日以降に認証判定が行われた登録証の有効期限は、IATFデータベース上は自動的に183日延長されました。

例 2020年9月14日が有効期限だった登録証は、2021年3月16日が新しい有効期限となります。

### ★COVID-19特別ルールの更新審査タイミング

特別ルールに基づき、183日延長された有効期限の120日前までに更新審査が完了しなければなりません。  
上記の例では、2021年3月16日 - 120日 = 2020年11月16日までに更新審査を完了させなければなりません。

### ★COVID-19特別ルール適用後の更新審査サイクル

審査サイクル2の更新審査

例 2020年11月16日に更新審査が完了したとすると、この日が新たな審査基準日となります。

### ★審査サイクル2の1回目の継続審査

新たな審査基準日（2020年11月16日）-3ヶ月+1ヶ月の間に継続審査が完了しなければなりません。

例 2021年は9月から12月までの間に継続審査をしなければならず、これまでの様に、4月から5月に審査を行うことは出来ません。

### ★審査サイクル2の2回目の継続審査

新たな審査基準日（2020年11月16日）-3ヶ月+1ヶ月の間に継続審査が完了しなければなりません。

例 2022年9月から12月までの間に継続審査をしなければならず、これまでの様に、4月から5月に審査を行うことは出来ません。

### ★審査サイクル3の更新審査

新たな審査基準日（2020年11月16日）-3ヶ月+0ヶ月の間に更新審査を行わなければなりません。

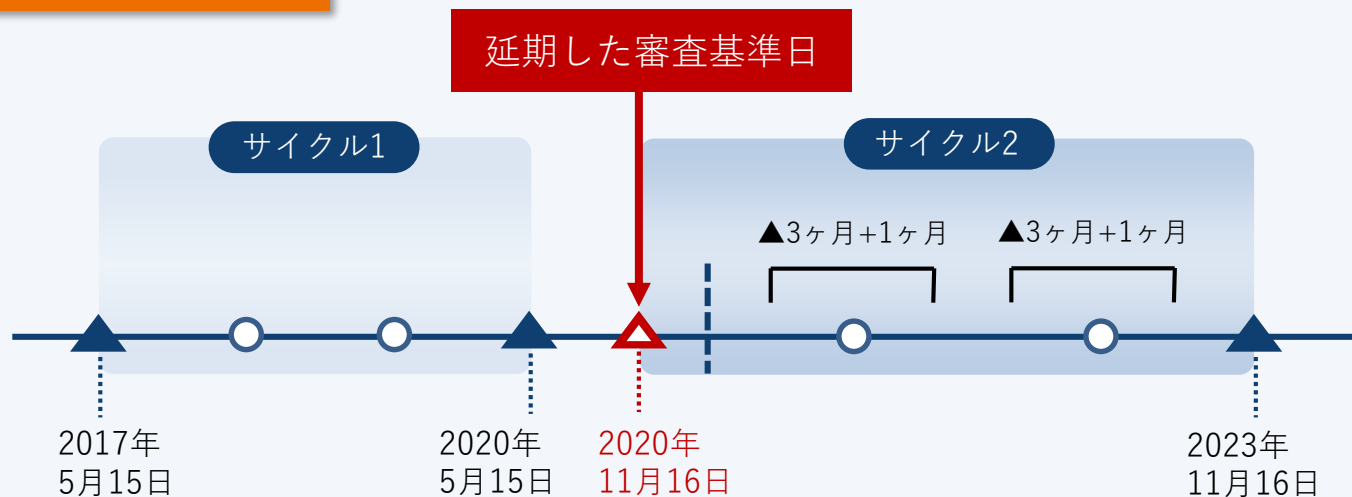
用語の使い方 審査サイクル1：前回初回審査もしくは更新審査からの3年間  
審査サイクル2：審査サイクル1から引き続き更新審査からの3年間

# 5 COVID-19特別ルール of 審査サイクル



## COVID-19特別ルール

審査期限



登録証期限

